

200㎡以上500㎡未満の  
飲食店・店舗・診療所等

令和3年10月1日施行

これ以降に着工するものが対象

# 中規模建築物の バリアフリー基準が変わりました！

## ●バリアフリー法施行令第25条の追加

対象：

法第14条第3項の規定により、地方公共団体が条例で適合義務の対象となる建築の規模を床面積500㎡未満で定めた場合における500㎡未満の建築物

内容：

- ・道等から高齢者、障害者等が利用する居室までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とし、当該経路を構成する出入口、廊下、傾斜路、エレベーター、敷地内通路等をバリアフリー化すること。
- ・移動等円滑化経路を構成する廊下等、傾斜路および敷地内の通路の幅を90cm以上とすること。
- ・バリアフリー化の措置が取られたエレベーター等にはその旨の標識を設けること。

これら以外の基準については、地方公共団体が規模等を勘案して  
条例で設定することができる。

バリアフリー法施行令改正に伴い、  
練馬区のバリアフリー基準が変わりました。

## 練馬区福祉のまちづくり推進条例改正の概要

対象：

区条例別表2に掲げる200㎡以上500㎡未満の練馬区内の建築物

### 一般義務基準の追加基準

- バリアフリー化措置済エレベーターの標識を設置

### 移動等円滑化経路の追加基準

- 整備対象箇所の拡大（廊下等、傾斜路、エレベーターが整備対象に追加）  
200㎡以上の法令対象建築物と同等の法令基準へ適合義務あり  
ただし、廊下等、傾斜路の幅は140cm以上から90cm以上に引き下げ

### 移動等円滑化経路の改正基準

- 敷地内の通路幅は、140cm以上から90cm以上に引き下げ

1000㎡以上2000㎡未満の  
共同住宅

令和3年10月1日施行  
※これ以降に着工するものが対象

# 中規模共同住宅の バリアフリー基準が変わりました！

練馬区の中規模共同住宅の  
バリアフリー基準の見直しを行いました。

## 練馬区福祉のまちづくり推進条例改正の概要

対象：1000㎡以上2000㎡未満の練馬区内の共同住宅  
(中規模共同住宅)

### 一般義務基準の追加基準

- 便所（共用トイレを設置する場合）  
車椅子トイレを1以上設置  
オストメイト設備を1以上設置  
小便器を設ける場合は、床置式を1以上設置
- 駐車場（居住者や来客者利用の駐車場がある場合）  
〔 車椅子使用者用駐車場を1以上設置  
車椅子駐車場の基準  
幅350cm以上  
車椅子駐車場から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置 〕
- 案内設備  
建築物またはその敷地に案内設備または案内所を設置

令和3年10月1日施行のバリアフリー法施行令改正に伴い、同日施行で練馬区福祉のまちづくり推進条例の改正を行います。

中規模建築物、中規模共同住宅は、パンフレット記載の事項以外にもバリアフリー基準があります。

詳しい基準に関しては、下記のお問合せ先にご連絡をください。

問い合わせ先：練馬区都市整備部建築課  
福祉のまちづくり係（03-5984-1649）